

東近江市春日町2番7号  
愛知川沿岸土地改良区

## 農地転用に伴う地区除外および権利義務の決済について

農業委員会へ提出されます市街化区域内の転用届出につきまして、当該土地が愛知川沿岸土地改良区の地区内である場合は、土地改良法第42条に基づく権利義務の決済が必要ですので、下記の書類に必要事項を記入の上、愛知川沿岸土地改良区の総務課財務係へご提出いただきますようお願い致します。

### 記

【農地転用等の通知書】 別紙様式第1号……2部

【地区除外申請書】 別紙様式第2号……2部

【位置図】 (s=1/2500程度)……………1部

【土地登記事項証明書の写し】………1部

※分筆した土地は地積測量図(写)・公図を添付して下さい。

※一部転用の場合は求積図を添付して下さい。

【転用決済金】 農地転用面積 × 決済単価

平成29年度決済単価 1.0㎡当り 146円

【未納入賦課金】 賦課金の未納金

【手数料】 1件につき 1,750円

【決済について】 翌年度の4月30日までに決済金の納入がない場合は、  
継続して賦課金がかかります。

また、申請についても再申請が必要となりますのでご留意  
下さい。

この件に関するお問い合わせ等は、愛知川沿岸土地改良区 総務課財務係  
☎ 0748-22-1296 までお願いします。